

大分大学再チャレンジ支援プログラム経費における授業料免除選考細則

平成21年4月1日制定

(家計状況)

第1条 再チャレンジ支援プログラムに該当する学生の授業料免除選考に係る家計状況については、大分大学授業料免除選考細則（平成21年細則第27号）第4条第2号にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 本プログラムの該当者は、独立生計者とみなし、申請者（配偶者があるときは、配偶者を含む。）の1年間の総所得金額で算定する。
- (2) 総所得金額の算定において、申請者の退職金又は退職一時金は総収入金額に含めない。
- (3) 総所得金額の算定において、通常の授業料免除の控除項目に加え、以下の相当額を控除の対象とする。
 - ア 申請者（配偶者があるときは、配偶者を含む。）が扶養する就学前児童の保育所等にかかる費用
 - イ 申請者が県外から通学する場合の通学費用及び短期滞在費
 - ウ 父母の家計を援助するための費用（長期療養費を除く。）

(学業成績優秀の認定)

第2条 再チャレンジ支援プログラムに該当する学生の授業料免除選考に係る学業優秀の認定については、大分大学授業料免除選考細則第5条にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 入学日の属する期については、学力基準を満たしているものとみなし、学業成績優秀と認定する。
- (2) 入学日の属する期の翌期以降については、学力基準を満たしているものとみなし、学業成績優秀と認定する。ただし、2年次以上の学部の学生にあつては標準修得単位数以上を修得し、2年次以上の大学院修士課程及び博士前期課程の学生にあつては1年次において15単位以上を修得していなければならない。

(その他)

- 第3条 第1条第3号の控除を申請する者は、通常の授業料免除の申請書類に加え、該当する控除項目の1か月当たりの実費が分かる書類又は申立書を提出しなければならない。
- 2 第1条及び第2条の認定基準によりがたい者の選考については、学部長又は研究科長からの推薦に基づき、大分大学学生・留学生支援委員会で審議する。

附 則（平成21年細則第28号）

- 1 この細則は、平成21年4月1日より施行する。
- 2 大分大学再チャレンジ支援プログラム経費における授業料免除選考に係る申合せ（平成19年4月11日制定）は、廃止する。

附 則（令和2年細則第26号）

この細則は、令和2年8月24日から施行する。